

平成29年度9月補正予算の概要

○ 補正規模		百万円
	一般会計	56
○ 補正内訳		百万円
住民記録システムの改修		27
予防接種健康被害者への補償給付		28
久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会委員（7人）の報酬		1
○ 債務負担行為	2件	

※計数については、それぞれ四捨五入（単位未満の計数については切上げ）によっている

平成29年9月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公 営 企 業 会 計	総 計
A ㊸ 当 初 予 算	1,171,188,000	1,079,361,338	433,258,703	2,683,808,041
㊸ 9 月 補 正	56,092	—	—	56,092
B ㊸ 9 月 現 計 予 算	1,171,591,391	1,080,012,427	433,258,703	2,684,862,521
C ㊸ 当 初 予 算	1,085,601,000	1,139,460,681	435,816,906	2,660,878,587
㊸ 9 月 補 正	60,610	2,000	—	62,610
D ㊸ 9 月 現 計 予 算	1,085,661,610	1,139,882,681	435,816,906	2,661,361,197
㊸ 最 終 予 算	1,117,265,068	1,156,450,122	435,816,906	2,709,532,096
B/A	100.0	100.1	100.0	100.0
B/D	107.9	94.7	99.4	100.9
(参考) A/C	107.9	94.7	99.4	100.9

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

平成29年度9月補正予算の概要

1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会 計	款 (又は会計)	補 正 前 の 額	補 正 額	計
一般会計		1, 171, 535, 299	56, 092	1, 171, 591, 391
	健康福祉費	319, 093, 303	28, 433	319, 121, 736
	市民経済費	98, 626, 055	27, 480	98, 653, 535
	住宅都市費	47, 326, 370	179	47, 326, 549
総	計	2, 684, 806, 429	56, 092	2, 684, 862, 521

2 歳出 一般会計

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
市民 経済	住民記録システムの改修	27, 480	国庫 27, 480	住民票等に旧氏を記載できるようにするため、住民記録システムを改修
健康 福祉	予防接種健康被害者への補償給付	28, 433	諸収入 28, 433	任意予防接種により健康被害が発生した被害者に対する補償給付
住宅 都市	久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会委員(7人)の報酬	179	一般財源 179	久屋大通公園(北・テレビ塔エリア)の整備事業者選定に係る審議会委員の報酬
	一般会計計	56, 092	特定財源 55, 913 一般財源 179	

3 歳 入

(単位：千円)

会 計 ・ 款	金 額	説 明
一 般 会 計	56,092	
国 庫 支 出 金	27,480	市民経済費補助金 区役所費補助金
繰 越 金	179	前年度繰越金
諸 収 入	28,433	雑入 健康福祉雑入

4 債務負担行為

会 計	局 別	事 項	期 間 年 度	限 度 額 千 円	説 明
一 般	環 境	可燃・不燃・粗大ごみ及び資源(プラスチック製容器包装)の収集委託	30~34	4,255,000	委託が5カ年にわたるため
		資源(空きびん)の収集委託	30~34	2,912,000	委託が5カ年にわたるため

平成29年9月定例会 提出議案の概要（環境局）

補正予算（第104号議案）

件名	金額	概要
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	<p style="text-align: right;">千円</p> 債務負担行為 4,255,000	(1) 趣旨 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチック製容器包装の収集の一部について民間に委託する。委託が5カ年にわたるため、債務負担行為とするもの。 (2) 履行期間 平成30～34年度（5年間）
資源（空きびん）の収集委託	債務負担行為 2,912,000	(1) 趣旨 契約期間が満了する空きびん収集委託について、民間委託を引き続き実施する。委託が5カ年にわたるため、債務負担行為とするもの。 (2) 履行期間 平成30～34年度（5年間）

平成29年 9 月定例会 提出議案の概要（財政局）

1 条例案

件 名	概 要												
<p>名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部改正について (第95号議案)</p>	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 個人市民税</p> <p>県費負担教職員制度の見直しに伴い、指定都市については、平成30年度に道府県民税所得割から税率2%相当分が市民税所得割に税源移譲されることとなったため、現行の市民税所得割の税率（減税後：5.7%）に2%を加える規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(市税条例第15条及び減税条例第4条)</p> <p>(2) 固定資産税・都市計画税</p> <p>次に掲げる固定資産にかかる課税標準の特例割合について、地方税法の定める範囲内で条例により定めることとされたため、規定を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="502 1032 1390 1682"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1039 906 1193">対 象 資 産</th> <th data-bbox="911 1039 1214 1193">法律が定める特例割合の範囲</th> <th data-bbox="1219 1039 1385 1193">本市が定める特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1200 906 1397">家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産</td> <td data-bbox="911 1200 1214 1397">1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下</td> <td data-bbox="1219 1200 1385 1397">1/3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1404 906 1518">企業主導型保育事業の用に供する固定資産</td> <td data-bbox="911 1404 1214 1518">1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下</td> <td data-bbox="1219 1404 1385 1518">1/3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1525 906 1675">緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地</td> <td data-bbox="911 1525 1214 1675">2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下</td> <td data-bbox="1219 1525 1385 1675">1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(市税条例第35条の2及び市税条例附則第14条の6)</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。ただし、個人市民税に関する規定については、平成30年1月1日から施行する。</p>	対 象 資 産	法律が定める特例割合の範囲	本市が定める特例割合	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3	企業主導型保育事業の用に供する固定資産	1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地	2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下	1/2
対 象 資 産	法律が定める特例割合の範囲	本市が定める特例割合											
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3											
企業主導型保育事業の用に供する固定資産	1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3											
緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地	2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下	1/2											

平成29年9月定例会 提出議案の概要 (健康福祉局)

1 一般会計補正予算 (第 104号議案)

歳出予算

事 項	金 額	概 要
予防接種健康被害者への補償給付	千円 28,433	本市が助成した任意予防接種により健康被害を受けた方に対する健康被害補償金

2 一般案件

件 名	概 要				
指定管理者の指定について (第 106号議案)	<p>1 概要 名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の指定管理者を指定する。</p> <p>2 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市休養温泉ホーム 松ケ島</td> <td>株式会社トヨタエンタプライズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間 平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請団体数 1団体 ・各選定委員の評価表の評点を合計し、最低基準点を満たしている同団体を候補者として選定した。 	施設の名称	指定の相手方	名古屋市休養温泉ホーム 松ケ島	株式会社トヨタエンタプライズ
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市休養温泉ホーム 松ケ島	株式会社トヨタエンタプライズ				
指定管理者の指定について (第 107号議案)	<p>1 概要 名古屋市鯉城学園の指定管理者を指定する。</p> <p>2 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市鯉城学園</td> <td>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定の期間 平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請団体数 2団体 ・選定委員ごとに評価表の評点を集計した上で順位点を算出し、その順位点の合計が最も高く、かつ評点の総合計について最低基準点を満たしている団体を候補者として選定した。 	施設の名称	指定の相手方	名古屋市鯉城学園	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市鯉城学園	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会				

平成 29 年 9 月定例会 提出議案の概要（子ども青少年局）

1 条例案

件 名	概 要												
<p>名古屋市児童相談所条例の一部改正について (第 96 号議案)</p>	<p>1 改正の概要</p> <p>名古屋市東部児童相談所の設置に伴い、所要の規定を整備するとともに、名古屋市中央児童相談所及び名古屋市西部児童相談所の所管区域を変更</p> <table border="1" data-bbox="485 613 1353 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 613 715 663">名称</th> <th data-bbox="715 613 1059 663">位置</th> <th data-bbox="1059 613 1353 663">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 663 715 788">名古屋市中央児童相談所</td> <td data-bbox="715 663 1059 788">名古屋市昭和区折戸町 4丁目16番地（名古屋市児童福祉センター内）</td> <td data-bbox="1059 663 1353 788">千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区及び名東区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 788 715 913">名古屋市西部児童相談所</td> <td data-bbox="715 788 1059 913">名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20</td> <td data-bbox="1059 788 1353 913">西区、中村区、熱田区、中川区及び港区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 913 715 1003">名古屋市東部児童相談所</td> <td data-bbox="715 913 1059 1003">名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の 5</td> <td data-bbox="1059 913 1353 1003">瑞穂区、南区、緑区及び天白区</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日</p> <p>別に規則で定める日</p>	名称	位置	所管区域	名古屋市中央児童相談所	名古屋市昭和区折戸町 4丁目16番地（名古屋市児童福祉センター内）	千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区及び名東区	名古屋市西部児童相談所	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	西区、中村区、熱田区、中川区及び港区	名古屋市東部児童相談所	名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の 5	瑞穂区、南区、緑区及び天白区
名称	位置	所管区域											
名古屋市中央児童相談所	名古屋市昭和区折戸町 4丁目16番地（名古屋市児童福祉センター内）	千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区及び名東区											
名古屋市西部児童相談所	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	西区、中村区、熱田区、中川区及び港区											
名古屋市東部児童相談所	名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の 5	瑞穂区、南区、緑区及び天白区											

平成29年9月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 条例案

件 名	概 要
<p>緑のまちづくり条例の一部改正について (第97号議案)</p>	<p>(1) 改正の概要</p> <p>都市緑地法の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、市民緑地及び緑化地域に関し規定を整備するもの。</p> <p>また、生産緑地法の改正に伴い、生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件について新たに定めるもの。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 市民緑地における行為の禁止、適用除外、利用の禁止又は制限、措置命令について、市が設置するものに限定し、これらの規定について、市が管理する認定市民緑地について準用する。（第11条、第14条の2及び第47条関係）</p> <p>イ 市民緑地設置管理計画の認定制度における認定事業者に対する支援について定める。（第14条の3 関係）</p> <p>ウ 生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件について定める。（第20条の2 関係）</p> <p>エ 緑化地域制度における用途地域の建蔽率によらず緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模及び緑化率の規制について定める規定を削除する。（第23条及び第26条関係）</p> <p>オ 緑地管理機構の名称を緑地保全・緑化推進法人に改正する。（第38条関係）</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。ただし、一部の改正は、平成30年4月1日から施行する。</p>

件 名	概 要
<p>名古屋市都市公園 条例の一部改正に ついて (第98号議案)</p>	<p>(1) 改正の概要</p> <p>都市公園法（以下「法」という。）及び都市公園法施行令（以下「政令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>また、<u>名古屋市久屋大通公園条例</u>の制定に伴い、名古屋市都市公園条例により規定される久屋大通公園の管理に関する規定を除外するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 住民1人当たりの<u>都市公園</u>の敷地面積の標準に本市の<u>市民緑地</u>の住民1人当たりの敷地面積を含める。（第3条の2関係）</p> <p>イ 公園施設の建築面積の基準の特例に、法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物を加える。（第3条の5関係）</p> <p>ウ 公園の敷地面積に対する<u>運動施設</u>の割合を政令の基準を参酌して政令と同一の基準を定める。（第3条の6関係）</p> <p>エ 新たに占用物件とされた<u>自転車駐車場</u>、地域における催しに関する情報を提供するための<u>看板又は広告塔</u>及び保育所その他の<u>社会福祉施設</u>の占用料の額を定める。（別表第2関係）</p> <p>オ 名古屋市久屋大通公園条例の制定に合わせ、都市公園条例により規定される久屋大通公園の管理に関する規定を除外するため、所要の改正を行う。（第18条の3、別表第1及び別表第3関係）</p>

件 名	概 要
	<p>(3) 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。ただし、別表第1に係る改正は平成31年4月1日から、名古屋市久屋大通公園条例の制定に伴う所要の改正は規則で定める日から施行する。</p>

2 一般案件

件 名	概 要
<p>市道路線の認定及び廃止について (第109号議案)</p>	<p>(1) 新たに市道に認定する路線 明願第8号線始め16路線 (原因別内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業・・・1路線 ・他局等事業・・・・・・・・5路線 ・開発行為・・・・・・・・10路線 <p>(2) 路線の一部又は全部を廃止する路線 鳴海西部第21号線始め34路線 (原因別内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他局等事業・・・・・・・・32路線 ・開発行為・・・・・・・・1路線 ・売払い・・・・・・・・1路線 <p>(3) 議決の必要性</p> <p>道路法の規定により、市町村道の路線の認定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。また、路線の一部又は全部を廃止する場合も同様である。</p>

平成29年9月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 条例案

件 名	概 要						
<p>名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について (第99号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 中村区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定めるもの。</p> <p>(2) 内 容</p> <table border="1" data-bbox="520 640 1439 788"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 640 938 692">施設の名称</th> <th data-bbox="943 640 1439 692">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 698 938 788">名古屋市柳コミュニティセンター</td> <td data-bbox="943 698 1439 788">名古屋市中村区烏森町3丁目23番地の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 別に規則で定める日から施行する。</p>	施設の名称	位 置	名古屋市柳コミュニティセンター	名古屋市中村区烏森町3丁目23番地の3		
施設の名称	位 置						
名古屋市柳コミュニティセンター	名古屋市中村区烏森町3丁目23番地の3						
<p>名古屋市公設市場条例の一部改正について (第100号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 名古屋市梅森公設市場を廃止するもの。</p> <p>(2) 内 容</p> <p>ア 施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="533 1234 1430 1449"> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 1234 836 1294">名 称</td> <td data-bbox="841 1234 1430 1294">名古屋市梅森公設市場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1301 836 1384">所 在 地</td> <td data-bbox="841 1301 1430 1384">名古屋市名東区梅森坂四丁目101番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1391 836 1449">開設年月日</td> <td data-bbox="841 1391 1430 1449">昭和46年4月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 廃止理由 梅森公設市場は指定販売人が撤退したため平成29年4月1日をもって休場となっており、市民ニーズの低下、建物の老朽化、耐震対策の観点から総合的に勘案し、廃止する。</p> <p>(3) 施行期日 平成29年11月1日</p>	名 称	名古屋市梅森公設市場	所 在 地	名古屋市名東区梅森坂四丁目101番地	開設年月日	昭和46年4月22日
名 称	名古屋市梅森公設市場						
所 在 地	名古屋市名東区梅森坂四丁目101番地						
開設年月日	昭和46年4月22日						

2 一般会計補正予算（第104号議案）

件名	金額	概要
住民記録システムの改修	千円 27,480	<p>(1) 趣旨 本人からの届出により住民票等に旧氏を記載できるようにするため、住民記録システムの改修を実施するもの。</p> <p>(2) 内容 システム改修に関する設計業務</p>

3 一般案件

件名	概要				
指定管理者の指定について (第108号議案)	<p>(1) 趣旨 名古屋市コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="533 1285 1410 1469"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市苗代コミュニティセンター</td> <td>苗代学区連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間 施設の供用開始日から平成40年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	名古屋市苗代コミュニティセンター	苗代学区連絡協議会
施設の名称	指定の相手方				
名古屋市苗代コミュニティセンター	苗代学区連絡協議会				

平成 29 年 9 月定例会 提出議案の概要 (防災危機管理局)

1 一般案件

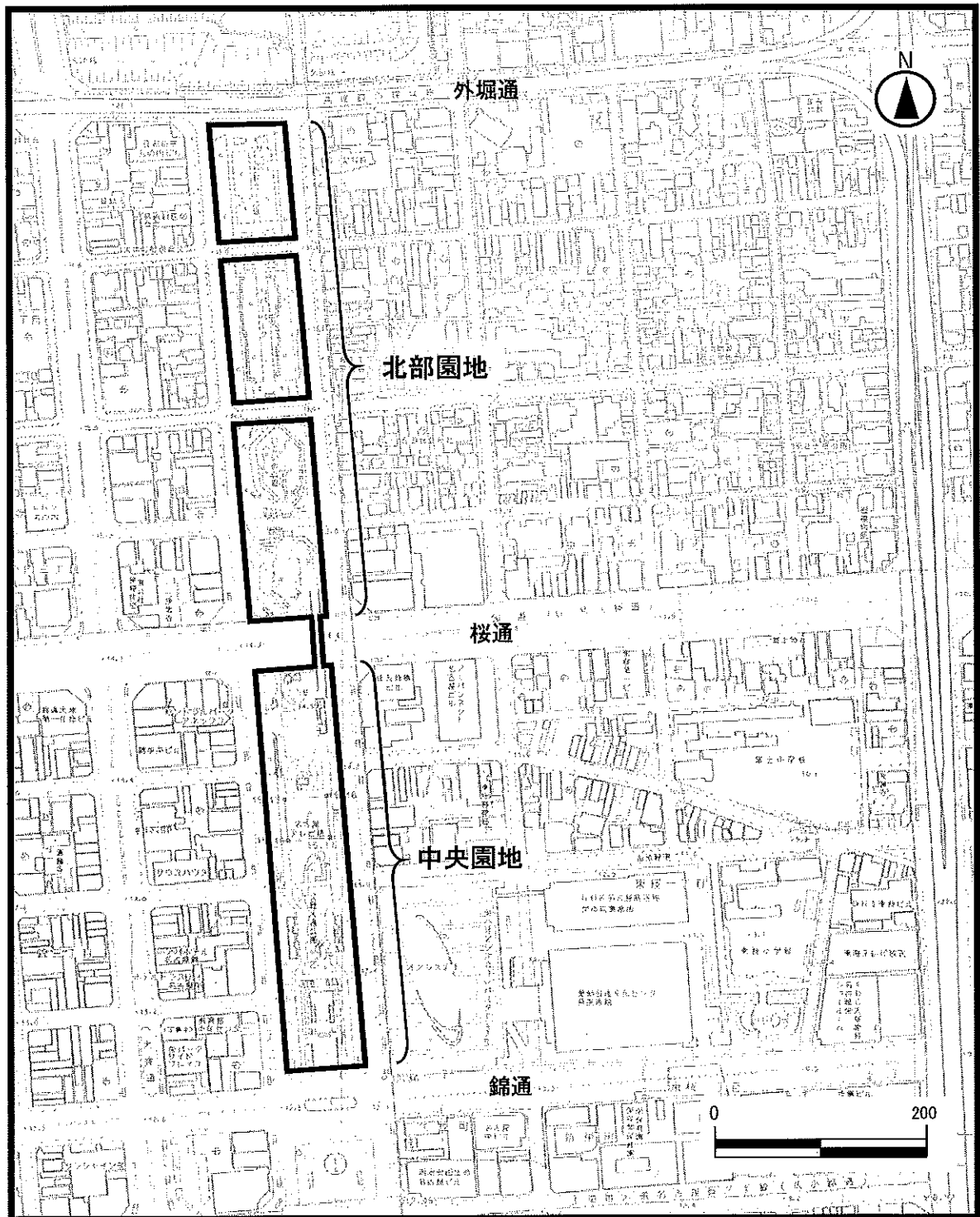
件 名	概 要
財産の取得について (第 105 号議案)	<p>(1) 趣旨 災害救助用備蓄物資として、毛布を取得するもの。</p> <p>(2) 財産の表示 毛布 81,250 枚</p> <p>(3) 買入金額 84,678,750 円</p> <p>(4) 買入れの相手方 ミドリ安全株式会社名古屋中央支店</p>

平成 29 年 9 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市久屋大通公園条例の制定について (第 101 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 久屋大通のにぎわいを創出し魅力を向上させるため、久屋大通公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例の特例を定めるもの</p> <p>(2) 概要 久屋大通公園の設置及び管理等に関する下記の事項について、特例を定める。 ・ 建築面積の基準（上限の引き上げ） ・ 指定管理（管理を行わせる施設の追加及び行為許可に係る利用料金制の導入等）</p> <p>(3) 施行期日 公布の日（ただし、指定管理に関する規定等は規則で定める日）</p>
<p>名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会条例の制定について (第 102 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 市長の附属機関として、名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会を設置するもの</p> <p>(2) 概要 審議会の所掌事務、組織及び委員の資格等について定める。</p> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>

(参考) 位置図



件 名	概 要
名古屋市屋外広告物条例の一部改正について (第103号議案)	<p>(1) 趣旨 屋外広告物等の安全対策の強化及び公共空間等における屋外広告物の活用のための規制緩和を行うもの</p> <p>(2) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を対象に点検の実施を義務付けるなど、屋外広告物の安全対策の強化を図る。 ・ 公共空間等における屋外広告物の活用を図るため、まちのにぎわい創出等に寄与する屋外広告物を対象に規制を緩和できるようにする。 <p>(3) 施行期日 公布の日（ただし、有資格者による安全点検の実施については、平成30年4月1日）</p>

2 補正予算（第104号議案）

件 名	予 定 額	概 要
久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会委員（7人）の報酬	千円 歳出 179	久屋大通公園（北・テレビ塔エリア）の整備事業者選定に係る審議会委員の報酬

